

令和6年第4回定例会 審議結果一覧

賛否が分かれた議案と欠席者のあった議案の審議結果

○=賛成 ×=反対 欠=欠席 議=議長
※議長は採決に加わりません。

議案番号	件名	審議結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			常世田正樹	伊藤春美	菅谷道晴	戸村ひとみ	伊場哲也	崎山華英	永井孝佳	井田孝	島田恒	片桐文夫	遠藤保明	林晴道	宮内保	飯嶋正利	宮澤芳雄	伊藤房代	向後悦世	景山岩三郎	木内欽市	松木源太郎
市長提出議案																						
1	令和6年度旭市一般会計補正予算の議決について	可決	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	×
2	旭市議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	×	○	議	○	○	○	○	○	×
9	旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	×
11	指定管理者の指定について (旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園)	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	議	○	○	○	○	○	×
13	指定管理者の指定について (旭市海上キャンプ場及び滝のさと自然公園)	可決	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	議	○	○	○	○	○	×
14	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	欠	○	○

全員賛成で議決した議案

- 議案3 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案4 旭市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案5 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案6 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案7 旭市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案8 旭市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案10 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案12 指定管理者の指定について(道の駅 季楽里あさひ)
- 議案15 専決処分の承認について(令和6年度旭市一般会計補正予算)
- 議案16 専決処分の承認について(旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例)



討 論



討論とは、採決の前に議題となっている案件に対し、議員が賛成か反対かの自己の意見を表明することです。討論の要旨の一部は次の通りです。QRコードを読み取ると閉会日の録画映像をご覧ください。

〈議案第1号〉

反対

戸村ひとみ議員

今回の補正予算の中に、マイナンバーカード交付・更新事務に係る受付カウンター設置費が計上されている。改修費の内訳を質疑して、現在庁舎内で使用されている備品等が高額なものであることが分かった。今回は全額国が出してくれるという答弁。しかし、国がお金を出してくれるといっても、その財源は私たちが払う税金、さらには負担を先送りした国債。国・県からの財源は市民の命や財産を守るため、市民利益につながる施策のために引っ張ってくるべき。今議会の一般質問で防犯カメラの増設予定はないとの答弁だったが、見てくれのよい高価なカウンターや椅子は、市民の命や財産を守るためには何の役にも立たない。物価高にあえぐ市民感情、爪に火をともしような生活をしている市民感情を逆なです。

補正の内容が物価高にあえぐ市民感情からして到底受け入れられない金銭感覚であること。そして、国であれ、県であれ、市であれ、血税は市民の命と財産を守ることを最優先して使われるべきであることから反対する。

〈議案第2号〉

反対

永井孝佳議員

今回の議案は、議員の期末手当を人事院勧告に合わせるという改正。市民の多くは年収200万円から400万円ぐらいで生活しており、給料も上がっていない。その中で、議員報酬が現在の570万円から僅かとはいえ上がっていくというのに私は抵抗がある。議員は市民の代表、市民の生活が向上した後に、必要があれば報酬を上げる議論をするべきだと考えており、人事院勧告で一般職の公務員と一緒に上げてしまおうというのはおかしいと思う。少し話がそれるが、今103万円の壁について123万円という案に落ち着いたようだが、これがどのくらい減税になるかという、年収約300万円で年間5000円程度の減税。市民感情からしたら我々は5000円しか減税されないのに、議員は3万円ぽんと上がっていいなとそんなふうに感じてしまうのではないか。この議案自体は小さな改正かもしれないが、これが積み重ねとなって、市民との乖離につながっていくのではないかと私は思っている。

大多数の市民が収入が増えたと実感ができる前に議員報酬を上げていくというのは、私は反対。

〈議案第11号〉

反対

戸村ひとみ議員

この議案の内容には、大きな問題が二つある。

1点目、展望館に上がるエレベーターが稼働していない。施設を万全の体制に整備してから、指定管理者に渡すべき。さらに言うならば、県から移管されたときの瑕疵担保責任も追及するべきだと考える。

もう1点の問題点。これは、議案上程に関する情報の出し方が議会軽視、さらには市民軽視につながると考えられる点。議員に出されている情報は2枚の紙に書かれている200字ほどの情報。この情報の出し方は、議員の仕事を果たせなくする議員軽視。議員は、言うまでもなく市民の負託を受けて、この議場で疑義をただす仕事をしているわけだから、ひいては市民軽視につながる。

賛成

常世田正樹議員

指定管理者の審査については、審査基準表に従って審査をしており、基準点をクリアしている。選定委員の人選は、指定管理者を選定するために必要な資質を有している方が委員となっていると思われる。その委員が審査した得点に対し不信や疑義を唱えてしまっただけでは進まない、決まるものも決まらない。何を基準として今後指定管理者を選定していけばよいのか、選定のシステム自体が根本から揺らいでしまう危険性がある。指定管理者候補者は、エレベーターが故障していることを理解した上で指定管理を希望しているので、エレベーターの有無にかかわらず魅力的な施設運営をしてくれることであろうと思う。

反対

松本源太郎議員

市当局はサウンディング型市場調査というものについて全く理解がないまま、何をやっているんだか分からない。選定の経緯もホームページの中身と異なり、2者の応募で25点の差だけで今の業者に決まった。その会社は、海上キャンプ場の指定管理をしてきた会社であることと、今回同時に議案として提案されていることも腑に落ちない。

この施設は、当面旭市が独自に工夫して管理運営して、そして十分に利用できる施設に直してから指定管理すべきものであって、今急いで指定管理する必要はないと思う。

反対

伊場哲也議員

反対に至った理由として、以下の3点を挙げる。

1、議案の説明資料や内容が不十分であったこと。2、議案に対する説明責任が十分果たされていないと言いたい状況であったこと。3、審査・選定過程の透明性や公平性に疑問が残ったこと。

指定管理者の選定は市民生活に大きな影響を与える重要な議案。市民への説明責任を果たすことが議案の可決に不可欠であると考えます。